

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準

(指名の基本方針)

第1 入札参加者の指名は、次の各号に留意して行うものとする。

- (1) 指名する者の総数は、原則として10者とする。ただし、受託可能な有資格者が定められた数に満たない場合等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 指名は、特定の者に偏しないよう公平かつ適切に行うこと。
- (3) 指名は、委託業務成績、技術的適性、地理的条件、不誠実な行為の有無及び経営状況等を十分配慮して行うこと。
- (4) 県内資格者で受託可能と認められる業務については、極力県内資格者のうちから指名するよう配慮すること。

(尊重する事項)

第2 指名に際して、同一条件の有資格者が複数いる場合において、当該有資格者のうち次の各号に該当する者がいるときは、これを尊重するものとする。

- (1) 建設関連業務の委託業務成績が極めて優良であること。
- (2) 関連業務の受注実績があり、委託業務成績が優良であること。
- (3) 指名競争入札参加資格審査における総合点数が他の有資格者に比して著しく高いこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、対象業務に関し特に配慮すべき適正等が認められること。

(非指名理由に該当する事項)

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中であること。
- (2) 不正又は不誠実な行為があること。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (4) 建設関連業務について、委託業務成績が著しく不良であること。
- (5) 指名競争入札参加資格審査における総合点数が著しく低いこと。
- (6) 安全管理の状況が建設関連業務の受託者(以下「受託者」という。)として不適当であると認められること。
- (7) 労働福祉の状況が、受託者として不適当であると認められること。
- (8) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受託者として不適当であると認められること。